

野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付要綱

令和2年7月10日付け畜安第345号

令和3年 3月10日一部改正

令和3年12月27日一部改正

令和4年 9月28日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業実施要領（令和2年7月10日付農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づいて行う捕獲した野生いのししの豚熱検査を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

なお、本事業実施への補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、消費・安全交付金交付要綱（平成17年4月1日付、16消安第10271号）、消費・安全交付金実施要綱（平成17年4月1日付、16消安第10270号）によるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業、補助率等は別表1に定めるところによる。

(交付申請等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が毎年度定め、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知する。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する添付書類は、別表2に掲げるとおりとする。

5 申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、事業費に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

(暴力団排除に関する誓約)

第4条 事業実施主体は、補助金交付申請前に様式第2号の暴力団排除に関する誓約事項について確認し、交付申請書とあわせて知事に提出しなくてはならない。

(交付決定及び通知)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第3条第5項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第3条第5項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(計画変更等の承認手続き)

第6条 事業実施主体は、規則第6条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする時は、様式第4号を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはその限りではない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 事業実施主体が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第6条第1項の規定を準用する。

(状況報告)

第9条 事業実施主体は、補助金の交付決定通知があった年度の11月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第5号を当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるとき、知事は事業実施主体に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び補助事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内又は、野生いのしし捕獲強化活動を実施する場合には3月

31日)のいずれか早い日とする。なお、報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

- 3 第3条第5項のただし書きに該当した事業実施主体については、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第7号により行うものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、補助金額確定通知書を受領した日から起算して20日を経過する日までに、様式第8号を、知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9号を知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第13条 知事は、第6条又は第8条の規定による承認をしたときは、様式第10号により事業実施主体に通知する。

- 2 知事は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第10条に定める報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第11号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備)

第15条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、か

- つ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第16条 規則及びこの要綱に基づき、事業実施主体が知事に提出する書類は、畜産安全課長へ提出する。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表 1

経費	補助率	重要な変更
		事業の内容変更
野生いのししの豚熱検査促進	定額 6,000円/頭	1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減

別表 2

区分	添付書類
交付申請書	地域協議会の規約、事業実施年度の事業計画書、収支予算書及び前年度の実績報告・収支決算書、役員名簿
実績報告書	有害捕獲確認書及びその添付書類

様式第1号（第3条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者

（市町村を經由する場合
市町村名
市町村長）

野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金の交付を受けたいので、同事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりです。

記

補助金交付申請額 円

- 注) 1 添付書類として、実施要領の第3の1により提出した事業実施計画書を添付する。
なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 この他の添付書類として、地域協議会の規約、事業実施年度の事業計画書、収支予算書及び前年度の実績報告・収支決算書、役員名簿を添付する。

様式第2号（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地：_____

団体名：_____

代表者：_____

様式第3号（第5条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付決定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 (氏 名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

4 経費の配分

経費の配分については、申請書の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 事業実施主体の責務

事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和3

1年農林省令第18号)、消費・安全交付金交付要綱(平成17年16消安第10271号)、消費・安全交付金実施要綱(平成17年16消安第10270号)、消費・安全交付金実施要領(平成17年16消安第10272号)に定めるところに従わなければならない。

6 条件

- (1) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、交付要綱別表1の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 5又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 事業実施主体は、この補助金に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (6) 事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たって、各事業主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (8) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。

様式第4号（第6条（第8条）関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者

（市町村を經由する場合
市町村名
市町村長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付要綱第6条（第8条）の規定に基づき申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

注）補助金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出する。

この場合、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。

様式第5号（第9条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者

（市町村を經由する場合
市町村名
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の遂行状況について、野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業量	事業の遂行状況				備 考
		11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
		事業量	出来高比率	事業量	事業完了予定年月日	
野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業						

様式第6号（第10条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金実績報告書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者

（市町村を経由する場合
市町村名
市町村長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業が完了したので、野生いのししサーベイランス事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- （注）1 添付書類として、様式第1号に添付した事業実施計画書に準じて実績報告書を作成し添付すること。
- 2 この他の添付書類については、有害捕獲確認書及びその添付資料とする。
- 3 この他、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第7号（第11条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付額確定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事（氏 名）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金については、令和 年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、同事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費
補助金精算払請求書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者
（市町村を經由する場合）
市町村名
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定通知のあった野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業について、下記により金 円を請求する。

記

経費	交付確定額		既概算払 受領額	今 回 精算払 請求額	備 考
	事業費	補助金			
野生いのししの豚熱検査促進	円	円	円	円	
合計					

金融機関名 （支店名も記入）	
口座種別	普通 ・ 当座（いずれかに○）
口座番号	
口座名義 （フリガナ）	

債権者番号※	
--------	--

様式第9号（第12条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費
補助金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者
（市町村を經由する場合）
市町村名
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

経費	交付決定額		既概算払 受領額	今 回 概算払 請求額	備 考
	事業費	補助金			
野生いのししの豚熱検査促進	円	円	円	円	
合計					

金融機関名 （支店名も記入）	
口座種別	普通 ・ 当座（いずれかに○）
口座番号	
口座名義 （フリガナ）	

債権者番号※	
--------	--

様式第10号（第13条関係）

令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費
補助金変更（中止・廃止）決定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 （氏 名）

令和 年 月 日付け 第 号で変更（中止・廃止）申請のあった令和 年度野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業については、下記とおり変更（中止・廃止）をする。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助金額 金 円

様式第11号（第14条関係）

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者

（市町村を經由する場合
市町村名
市町村長）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 野生いのしし豚熱サーベイランス促進事業費補助金交付要綱第11条に基づく確定額
金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税
仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。